

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）
（プレゼン用資料）

平成23年1月21日（金）

雇用均等・児童家庭局

《 目 次 》

○平成23年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要	1
○総合的な子ども・子育て支援の推進（平成23年度予算案等に対応）	6
○子ども手当について	7
○現物サービスを拡充するための新たな交付金について	9
○子ども・子育て新システムに関する検討状況について	11
○国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト〔待機児童ゼロ特命チーム〕について	17
○地域主権改革（保育所関係）について	19
○児童の安全確認・安全確保の徹底について	20
○児童虐待防止のための親権制度の見直しについて	23
○妊婦健康診査について	28
○HTLV-1母子感染に対する対応について	29
○社会的養護体制の拡充について	30
○母子家庭等自立支援対策について	35
○配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について	40
○不妊に悩む方への特定治療支援事業について	42
○子どもの心の診療ネットワーク事業について	43
○育児・介護休業法について	44
○一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大について	45
○施策照会先一覧	46

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
局 合 計	22,861億円	27,738億円	21.3%
一般会計	21,960億円	26,880億円	22.4%
特別会計	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び 子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）
事務費分：98億71百万円（166億34百万円）
現物サービス分：500億00百万円（新規）

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円（厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円）

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円（全額国費、10か月分を含む（12ヶ月分の場合約2,500億円））。

- 現金給付に関しては、
- ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

（注1）保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。

（注2）支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

（注3）児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

（注4）所得制限は設けない。

（注5）公務員については、所属庁から支給する。

（注6）現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

（注7）平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」（平成22年12月20日）

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実

《415,522百万円→440,799百万円》

（1）待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

410,048百万円

- ① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育（保育ママ）や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。
- ② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金（再掲、新規500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で100億円を追加した「安心こども基金」（23年度末までカバー、都道府県に設置）から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

（2）放課後児童対策の充実

30,750百万円

総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（24,872箇所→25,591箇所）や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る（「小1の壁」の解消）。

3 母子保健医療対策の充実

《23,058百万円→26,204百万円》

（1）不妊治療等への支援【一部特別枠】

9,871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る（従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大（通算5年、通算10回を超えない））などの支援を行う。

(参考) 【平成22年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111億円
平成22年度補正予算において積み増しを行い、平成23年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 16,110百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176,432百万円→185,518百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 3,614百万円

①自立のための就業支援等の推進 3,538百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進 60百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 181,904百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89,673百万円→91,498百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 85,862百万円

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる(104箇所→108箇所)とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実 85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止 5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施)

《9,780百万円→9,689百万円》

(1) 両立支援に関する雇用管理の改善 9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー(仮称)(新規)を都道府県労働局に配置(107人)する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行 303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

- (3) 企業における次世代育成支援対策の推進 29百万円
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

- (参考) 【平成22年度補正予算】
- 保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等 968億円
平成22年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成23年度末まで延長する。
 - ・保育サービス等の充実 568億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約5万人の受入れ定員増等）。
 - ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 300億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。
 - ・児童虐待防止対策の強化 100億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進 《695百万円→556百万円》

- (1) 職場における男女雇用機会均等の推進 340百万円
男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。
- (2) ポジティブ・アクションの取組の推進 215百万円
男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備(「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施)(再掲)

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進 《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づいた確かな指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実 《210百万円→188百万円》

- (1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部再掲) 146百万円
短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。
- (2) 良好な在宅就業環境の確保 42百万円
良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

(別紙)

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - 所得制限は設けない。
 - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 3.及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

総合的な子ども・子育て支援の推進(平成23年度予算案等での対応)

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)を踏まえ、平成23年度予算案等において、妊娠期・出産等の保健医療、子ども手当の支給、待機児童解消策の推進や仕事と子育ての両立支援など子育てに係る支援策を充実させることを通じて、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

【妊娠期・出産】

【乳幼児期】

【学童期】

○妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長

継続

【111億円(平成22年度補正予算)】

妊婦が必要な回数(14回程度)の健診が受けられるよう支援

○出産に関わる経済的負担の軽減

【92億円(平成23年度予算案)】

出産育児一時金を42万円支給し、妊産婦の経済的負担を軽減

継続

※このほか、妊婦健診について、14回分の事業の公費負担に係る積算額は、1人あたり12万円程度(地方財政措置分を含む)

○不妊治療への支援

拡充

【95億円(平成23年度予算案)】

配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成(1回15万、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年まで、通算10回を超えない))

○周産期医療体制の充実

継続

【71億円(平成23年度予算案)】

総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等への財政支援

○子ども手当の上積み

拡充

【2兆77億円(平成23年度予算案)】

- ・3歳未満の子どもに、子ども手当を2万円に上積みして支給(引き続き、中学校修了前の子どもに、1万3千円の子ども手当を支給)
- ・自治体が現物サービス充実のために使える新たな交付金制度を創設(500億円)

○待機児童解消策の推進

拡充

【4,100億円(平成23年度予算案)】

- ・保育所等の受入児童数(毎年約5万人)の拡大
 - ・待機児童ゼロ特命チームの「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策の実施(総額200億円程度)
- ※新たな交付金(500億円)と安心こども基金(968億円)により各々100億円程度を実施

○放課後児童対策の充実

拡充

【308億円(平成23年度予算案)】

- ・放課後子どもプランの着実な推進
- ・放課後児童クラブの箇所数の増(24,872→25,591か所)や開設時間の延長

○安心こども基金の積み増し・延長

拡充

【968億円(平成22年度補正予算)】

- ・保育所の整備等
- ・地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備
- ・子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げなどの児童虐待防止対策の強化を推進

○児童虐待への対応など要保護児童対策

継続

【915億円(平成23年度予算案)】

- ・こんには赤ちゃん事業や施設におけるケア単位の小規模化等を推進

○ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

継続

【1,887億円(平成23年度予算案)】

○小児の慢性疾患等への支援

継続

【161億円(平成23年度予算案)】

○子宮頸がん等のワクチン接種の促進

新規

【1,085億円(平成22年度補正予算)】

- ・地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン^①・^②（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対する財政支援(都道府県に基金を設置)

○育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

継続

【97億円(平成23年度予算案)】

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

23年度における子ども手当について

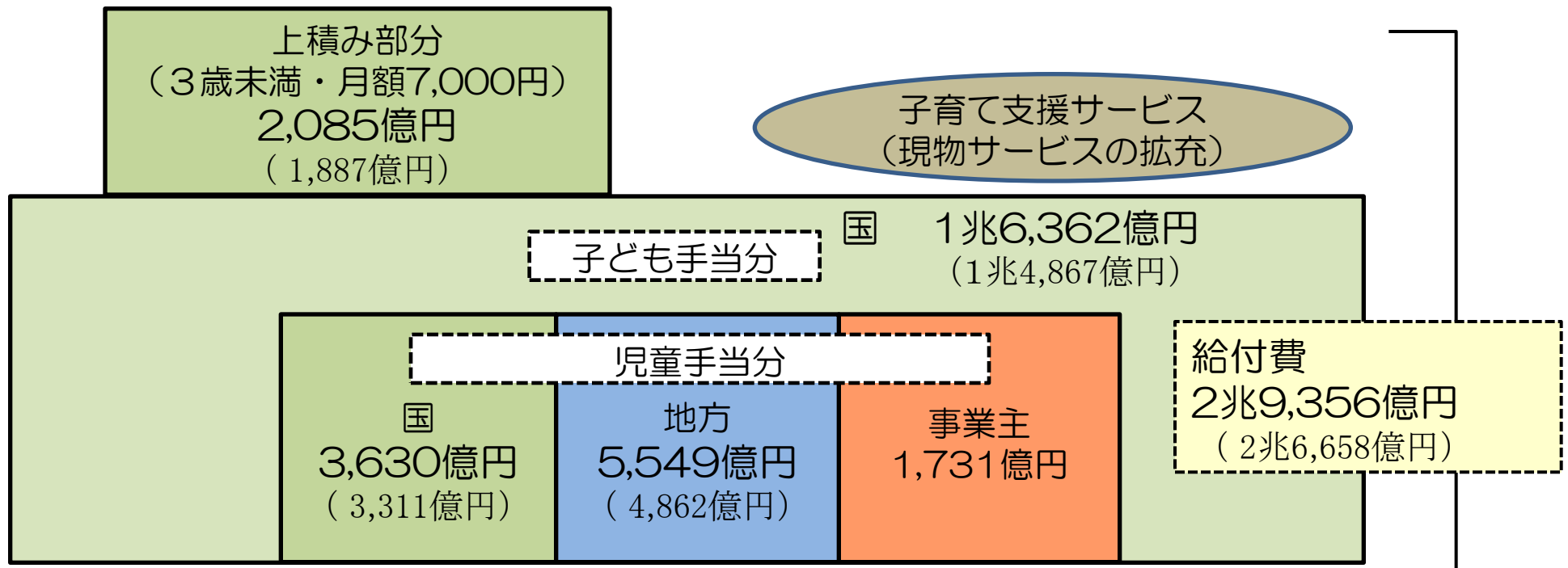
○子ども手当給付費

給付総額 2兆9,356億円

(内訳) 国負担分：2兆2,077億円、地方負担分：5,549億円、事業主負担分：1,731億円

※ 子ども手当に係る地方負担の増加分については特例交付金(2,038億円)を措置しており、それを加味した額。

※ 自治体における子ども手当の支給に係る事務に必要な経費として、子ども手当市町村事務取扱交付金等99億円を措置。



※ ()は公務員を含まない場合の金額。(国家公務員 560億円、地方公務員 2,138億円)

現物サービスを拡充するための新たな交付金について

1. 趣旨・目的

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）を改組し、地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使える新たな交付金を設ける。

※ 上記の交付金で「待機児童解消「先取り」プロジェクト」にも対応（100億円程度）。

2. 対象事業

■待機児童解消のための事業

①家庭的保育事業

- ・複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で保育を実施する事業。

②認可外保育施設への運営支援事業

- ・最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

■地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分

地方公共団体が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業又は既存事業に「上乘せ・拡充」をする場合の当該「上乘せ・拡充」部分を対象。

※既存の地方単独事業への財源充当（振替え）は対象外。

※金銭給付は対象外。利用者負担軽減は対象。

※国の他の負担金・補助金・交付金等の対象経費は対象外。
地方負担分への充当も対象外。

■従来の次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）のうち、次の事業

①特定事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業

②その他の事業

へき地保育所費、家庭支援推進保育事業、次世代育成支援人材養成事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て支援ネットワーク事業、子どもの事故予防強化事業

※ 従来の児童人口配分額による事業については、地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分に組替え。

■従来の児童育成事業のうち、次の事業

①地域組織活動育成事業（母親クラブなど地域組織活動の支援）

②地域子育て環境づくり支援事業（児童委員への研修の実施）

③民間児童館厚生施設等活動推進事業（併設する児童福祉施設の機能を活用した児童館における取組の支援等）

3. 補助率・実施主体等

対象事業	国庫負担割合（補助率）	実施主体：負担割合	補助方式
待機児童解消のための事業	<複数の家庭的保育者による家庭的保育事業> <既存の認可外保育施設の運営支援を行う事業> 1/3 [都道府県から市町村への2/3補助に 対する1/2を国が都道府県に補助]	市町村：1/3（都道府県負担1/3） （指定都市・中核市：2/3 （都道府県負担0））	間接補助
	<新規で認可外保育施設の運営支援を行う事業> 1/2 [都道府県から市町村への3/4補助に 対する2/3を国が都道府県に補助]	市町村：1/4（都道府県負担1/4） （指定都市・中核市：1/2 （都道府県負担0））	
地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）の新規・拡充分	定額（1/2相当） （児童人口配分と定額の併用）	市町村：定額（1/2相当）負担	直接補助
従来のソフト交付金関係事業	定額（1/2相当）	市町村：定額（1/2相当）負担	直接補助
従来の児童育成事業関係事業	1/3 [都道府県から市町村への2/3補助に 対する1/2を国が都道府県に補助]	市町村：1/3（都道府県負担1/3） （指定都市・中核市：2/3 （都道府県負担0））	間接補助
	1/3	都道府県、指定都市、中核市：2/3	直接補助

※ その他、交付金交付手続の詳細等については検討中。

【参考】地方が地域の実情に応じた現物サービスを拡充できるよう、上記の新たな交付金500億円（補助率1/2等、事業費約1,000億円）とは別に、子ども現物給付（1,000億円）を勘案して拡充した歳出特別枠を新たに設け、その拡充分の財源として、同額を地方交付税に別枠加算。

次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

政権与党の政策

【民主党マニフェスト2009(抄)】

○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」

- ・ 安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する
→ 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・ 縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備
→ 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
→ 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。

このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。

- (ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革
- (イ) イコールフッティングによる株式会社・NPOの参入促進
- (ウ) 幼保一体化の推進

新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

○ 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消

(平成22年6月18日 閣議決定)

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

(四大臣合意)

○次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

○ 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

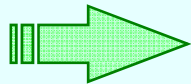
子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 第1回 4月27日 「子ども子育て新システムの基本的方向」をとりまとめ
- 第2回 6月25日 「子ども子育て新システムの基本制度案要綱」をとりまとめ(6月29日少子化社会対策会議決定)

「子ども・子育てビジョン」

基本理念の転換
(子どもと子育てを応援する社会)

家族や親が子育てを担う
《 個人に過重な負担 》



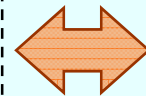
社会全体で子育てを支える
《 個人の希望の実現 》

- 子どもが主人公(チルドレン・ファースト)
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和(M字カーブを台形型へ)

**バランスのとれた
総合的な子育て支援**

《 子育て家庭等への支援 》

- ・子ども手当の創設
- ・高校の実質無償化
- ・児童扶養手当を父子家庭にも支給
- ・生活保護の母子加算



《 保育サービス等の基盤整備 》

- ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
- ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

**待機児童の解消等
に向けた明確な数値目標
(5年後の姿)**

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人** (24%)

〔3歳未満児 : 75万人
全体 : 215万人〕



〔H26〕 3歳未満児の **3人に1人** (35%)

〔3歳未満児 : 102万人
全体 : 241万人〕

※年5万人の増

○放課後児童クラブの充実(主に小学校1~3年)

〔現状〕 **5人に1人** (81万人)



〔H26〕 **3人に1人** (111万人)

「企業の取組」を促進

○次世代認定マーク(くるみん)の取得促進(652企業⇒2,000企業)

○入札手続き等における対応の検討(企業努力の反映などインセンティブ付与)

「地域の子育て力」を重視

○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備(7,100か所⇒10,000か所)

○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

○男性の育児休業取得を促進

〔現状〕 男性育児休業取得率 **1.23%**



〔H29〕 **10%** *参考指標

○男性の育児参加を促進

〔現状〕 6歳未満の子どもをもつ
男性の育児・家事時間 **1日 60分**



〔H29〕 **1日 2時間30分** *参考指標

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

※全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
海江田 万里 経済産業大臣
藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）

【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名

【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名

【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

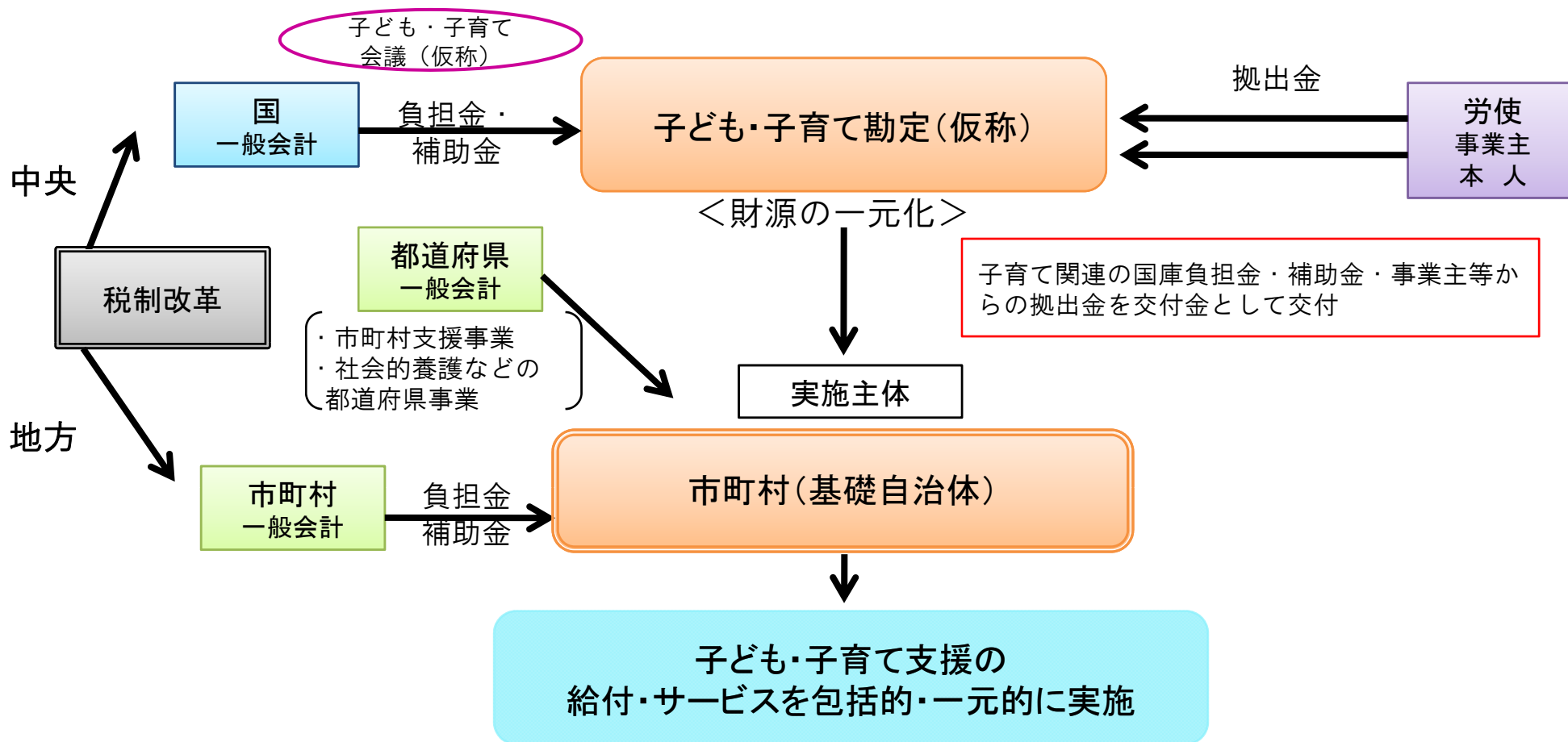
【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業者・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒して実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 子ども・子育て包括交付金(仮称)をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

制度設計のイメージ



給付のイメージ

すべての子ども・子育て
家庭を支援する給付

個人給付

- 現金給付・・・子ども手当
- 現物給付・・・一時預かり、妊婦健診 等

市町村事業

- 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
- 新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・
幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）

幼保一体給付（仮称）

- こども園=幼保一体化
- 多様な保育サービス
小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス 等

放課後児童給付（仮称）

待機児童ゼロ特命チーム 23年度予算案

	22年度	23年度
運営費支援 (最低基準を満たす認可外保育施設、 保育ママへの支援 など)		約100億円 子ども手当の新しい 交付金に約100億円 を積む (交付金総額500億円)
整備費支援 (補助率嵩上げ地域の対象拡大、 土地借料支援 など)	安心こども基金 (22年度補正予算に において、1,000億円 上積みを計上。 今年度中に配分する) 総額3,700億円	約100億円

待機児童ゼロ
 特命チーム関連
 予算(約200億円)
 (一体的に実施)

※ 安心こども基金の要綱において、
 特命チームの事業を区分して記載
 (また、従来分と分けて配分)

具体的施策

〔所要見込額：総額200億円程度（安心こども基金、平成23年度予算案）〕

- 「安心こども基金」（～平成23年度 総額：3,700億円）【うち100億円程度】
- 現物サービスを拡大するための新たな交付金（平成23年度予算案 500億円）【うち100億円程度】

①既存の制度に縛られない 「多様で柔軟な保育サービス」の確保

〔家庭的保育の拡充〕

待機児童の8割以上を占める3歳未満児を主に対象とする家庭的保育の量的拡充を図る。

- ・複数の家庭的保育者による家庭的保育事業の実施
(23'予算案 交付金500億円の内数)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等
(安心こども基金)

〔認定こども園の普及促進等〕

幼保一体化の検討も見据え、幼保連携型の認定こども園の量的拡充や幼稚園での預かり保育の拡充を図る。

- ・幼保連携型認定こども園の定員引き下げ
- ・幼稚園での預かり保育の拡充

〔最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成〕

新システムでの客観的な基準に基づく指定制の導入を見据え、最低基準を満たす質の確保された認可外保育施設を前倒して公費助成の対象とする。

(23'予算案 交付金500億円の内数)

など

②「場所」の確保

〔保育所分園整備や家庭的保育実施の建物の確保〕

公共施設（庁舎、学校等）などの既存の建物の余裕スペースを活用し、速効性をもって保育所や家庭的保育等の量的拡充を図る。

- ・賃貸物件の活用（待機児童の多い自治体への整備費の補助要件緩和）
(安心こども基金)
- ・既存のビルの空きスペース等の活用
(認可保育所の屋外階段設置基準の緩和)
- ・家庭的保育を実施する場合の賃借料・改修費等の補助率の引き上げ等（再掲）
(安心こども基金)

〔保育所整備等のための土地の確保〕

都市部における土地確保を後押しするため、公有地や私有地の活用を促進する。

- 新・土地借料の補助の創設 ※賃貸物件は除く
(安心こども基金)

- ・公園用地の活用

など

③「人材」の確保

〔短時間勤務保育士を活用したローテーション〕

短時間勤務保育士の活用は既に認められていることを地方自治体に周知を図る。

〔保育を担う潜在的な人材の掘り起こし・再教育〕

(23'予算案 委託費0.2億円)

- ・研修プログラムの開発、研修会等の実施

〔保育労務環境改善に向けた取組〕

業務改善マニュアルにより現場のムリ・ムダ・ムラの改善を促進。よりよい労務環境整備により人材確保を側面的に促す。

〔保育サービスにおける事故等を踏まえたノウハウの構築〕

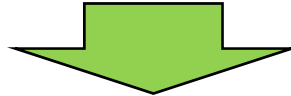
過去の保育サービスにおける事故等を収集・分析し、事故等を未然に予防するためのノウハウを確立。保育従事者の人材育成等に役立てる。

など

地域主権改革(保育所関係)について

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

保育所の基準について、廃止又は条例委任する。



○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

保育所の最低基準は条例で都道府県、指定都市、中核市が定める。その際、

- 保育士の配置基準 ○居室の面積基準(乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡、2歳以上の保育室1.98㎡)
○保育の内容(保育指針)、調理室(自園調理)
などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。
- 屋外遊戯場の設置 ○必要な用具の備え付け ○耐火上の基準
○保育時間 ○保護者との密接な連絡
などについては、国の基準を参考にすればよい。
- ただし、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

→ 地域主権改革推進整備法案(平成22年3月5日閣議決定)を、第174回通常国会に提出。 ⇒ 衆議院で継続審議

○ 地域主権戦略大綱の内容(平成22年6月22日閣議決定)

特定都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表について、現行制度で年1回以上の公表が義務づけられていたものを、努力義務化する。

→ 所要の法案について検討中。

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

児童虐待防止対策の強化について（平成22年の主な対策）

【背景】

- 平成22年に入ってから、相次ぐ児童虐待の疑いによる死亡事案。
- 平成21年度の児童相談所の虐待相談対応件数は過去最高 44,211件
- 平成20年度の虐待による死亡事案は過去最高 64件(心中を除く)
- 住民の特定できない死亡事案の発生



児童虐待による死亡事案の再発防止のため、以下の取組を特に実施

1 児童の安全確認の徹底

- ・虐待の通告のあった子どもの安全確認の徹底を全国の児童相談所に指示
→ 平成22年8月2日通知発出。8月26日児童相談所長会議でも徹底。
- ・虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況について調査結果を公表
→ 平成22年9月30日公表。
- ・居住者が特定できない事案における出頭要求、立入調査、臨検・搜索等の手法を提示
→ 平成22年8月26日通知発出。児童、保護者の氏名が特定できなくても出頭要求等が可能な旨を明示。
- ・虐待通告のあった児童の安全確認手引きを作成
→ 平成22年9月30日公表。安全確認が困難な事例についての対応・仕方、強制立入の手順等のマニュアル化)

2 関係機関との連携強化

- 学校等から市町村・児童相談所へ虐待の疑いのある子どもの出欠状況等の情報提供を行う仕組みの構築
→ 平成22年3月24日通知発出。
- 乳幼児健診未受診者の把握及び受診勧奨の徹底による母子保健分野と児童福祉分野の連携強化
→ 平成22年7月28日通知発出。
- 関係団体に、虐待の通告窓口の周知及び児童相談所の調査協力の依頼
→ 平成22年8月26日通知発出。福祉、保健、教育等の関係団体に加え、不動産業界やコンビニ業界等へも依頼。

3 死亡事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の検証結果を公表
→ 平成22年7月28日公表。地方公共団体や国への提言が盛り込まれる。

4 相談・通告窓口の周知徹底

- 政府広報等を活用した子育て相談や虐待通告窓口の周知徹底。11月の児童虐待防止推進月間において、集中的に広報。
→ 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

【研究会報告書のとりまとめ】

- 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。
- 報告書には、次の事項の論点整理等が盛り込まれている。
 - ① 親権喪失制度の見直し、親権の一時的制限制度及び一部制限制度の創設等
 - ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
 - ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がいない児童等についての親権行使の在り方
 - ④ 接近禁止命令の在り方
 - ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
 - ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。現状では、

- ・ 懲戒権を盾に虐待を正当化する親の存在。
- ・ 親権者の親権と児童福祉施設長等の監護権の優先関係が明確でないため、児童の福祉に必要な措置をとることが困難。
- ・ 親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかないため制度利用に躊躇。
- ・ 未成年後見人の引受手が少ない。

等々の問題が、児童福祉の現場等で生じている。

【審議会における検討】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を行い、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討を行っており、年度内を目途に報告書がまとめられる予定。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案

第1 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

2 懲戒

- ① 親権を行う者は、第1の1の規律による監護及び教育のために必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとする。
- ② 民法第822条の規定中、懲戒場に関する部分は削除するものとする。

第2 親権の喪失等

1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権停止の審判

- ① 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

第3 未成年後見

1 未成年後見人の数

民法第842条の規定は、削除するものとする。

2 未成年後見人の選任

- ① 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。
- ② 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無(未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。

3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等

- ① 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。
- ② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。

- ③ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、職権で、②及び③の定めを取り消すことができるものとする。
- ⑤ 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるものとする。

4 未成年後見監督人

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。
- ② 未成年後見監督人についても、第3の2②及び3と同様の規律とするものとする。

第4 その他

1 15歳未満の者を養子とする縁組

法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならないものとする。

(注)民法第806条の3の規定は、1の同意についても適用するものとする。

2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

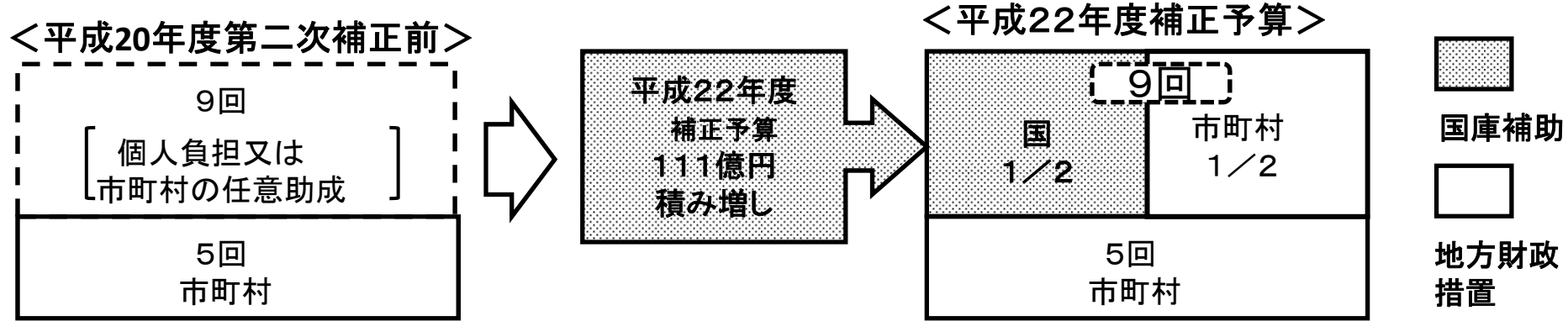
妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し等について

1. 妊婦健康診査支援基金について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第二次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
(事業実施期限:平成22年度末)



妊婦健康診査支援基金について、実施期限を延長するとともに、積み増しを実施(111億円)
妊婦健診(HTLV-1抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続



2. HTLV-1母子感染予防対策について

保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施(25百万円)

- ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
- ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
- ・HTLV-1対策研修会の実施

HTLV-1 (ヒトT細胞白血病ウイルス-1型) 母子感染予防対策について

HTLV-1 特命チーム

平成22年9月、総理官邸にHTLV-1特命チームが設置され、HTLV-1母子感染予防対策として、妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の実施、母子感染予防のための保健指導やカウンセリング体制づくりを行うことが決定。平成22年12月には、医療体制の整備や研究開発の推進を含めた総合対策がとりまとめられた。

1. 妊婦健診におけるHTLV-1抗体検査の実施

- ①平成22年10月6日付けで、通知を改正、発出
 - ・HTLV-1抗体検査を、妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加
 - ・HTLV-1抗体検査を、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、補助単価(妊婦1人当たり)の上限額を改定
- ②平成22年11月1日付けで、自治体及び関係団体に対し、抗体検査の実施方法等について通知
- ③平成22年度補正予算により、妊婦健康診査支援基金の実施期限を延長するとともに、積み増しを実施、妊婦健診(HTLV-1抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続

2. HTLV-1母子感染予防対策(平成22年度中に実施、実施主体は国)

保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施

- ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
- ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
- ・HTLV-1対策全国研修会(3月上旬・東京及び大阪)の実施

3. HTLV-1母子感染対策協議会(平成23年度予算(案)に計上、実施主体は都道府県)

- ・都道府県内のHTLV-1抗体検査、保健指導・カウンセリング体制の検討・実施状況の把握
 - ・市町村職員等への研修
 - ・HTLV-1母子感染予防対策に関する普及啓発 等
- (母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)「生涯を通じた女性の健康支援事業」の一部)

社会的養護体制の拡充について

(1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進

ア ケア単位の小規模化

児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視した小さなグループできめ細やかなケアを提供する小規模グループケアや、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設等を推進する。

	平成22年3月末		平成26年(目標値)
小規模グループケア	458か所	→	800か所
地域小規模児童養護施設	190か所	→	300か所

イ 本体施設の小規模化、高機能化

児童養護施設等によるファミリーホームの開設の支援、施設による里親支援を推進し、施設機能の地域分散化を図り、本体施設の小規模化、高機能化を図る。

(2) 里親委託等の推進

ア 里親支援機関による里親の支援の推進等

里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。

また、里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。

イ 里親等委託率の向上

子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に目標を設定。

(平成14年度末 7.4% → 平成22年3月末現在10.8%)

里親等委託率は、自治体間で格差が大きい(最大38.6%、最小3.4%[平成22年3月末])ことから、一層の取り組みの推進が必要。

(3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進

ア 情緒障害児短期治療施設の現状

情緒障害児短期治療施設は、医師、心理療法担当職員、指導員等の人員配置が厚いが、情緒障害児短期治療施設が無い地域では、人員配置が十分でなく、児童養護施設で対応している現状。

設置済自治体数 33

未設置自治体数 36 (平成22年10月1日 家庭福祉課調べ)

イ 情緒障害児短期治療施設の設置推進

子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)において、平成26年度47か所の目標を設定。

(平成20年度32か所 → 平成22年10月現在37か所に増加)

(4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

ア 母子生活支援施設の入所者の現状

- ・「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の入所が半数以上を占めるようになり、施設の広域利用が進展している。
- ・虐待を受けた児童の入所が増加している。

イ DV被害や児童虐待への対応の強化

- ・DV被害者の利用増加を踏まえ、施設入所の広域的な対応を推進
- ・虐待を受けた児童の支援を図るため、個別対応職員や心理療法担当職員の配置を推進

(5) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において検討を進めているところであるが、児童福祉施設最低基準については、まず、現行の措置費や施設整備水準に照らした見直しを検討しているところ。

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34,569人
現員30,594人(88.8%)

小規模グループケア (ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6人
職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名
職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190か所
→26年度目標300か所

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名
職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度49か所
→26年度目標140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

4名まで

登録里親数 7,185人
 [うち養育里親 5,842人
 専門里親 548人
 養子縁組里親 1,428人
 親族里親 342人]

委託里親数 2,837人
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124か所
定員3,794人、現員2,968人(78.2%)

里親等委託率

(里親+ファミ/養護+乳児+里親+ファミ)

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

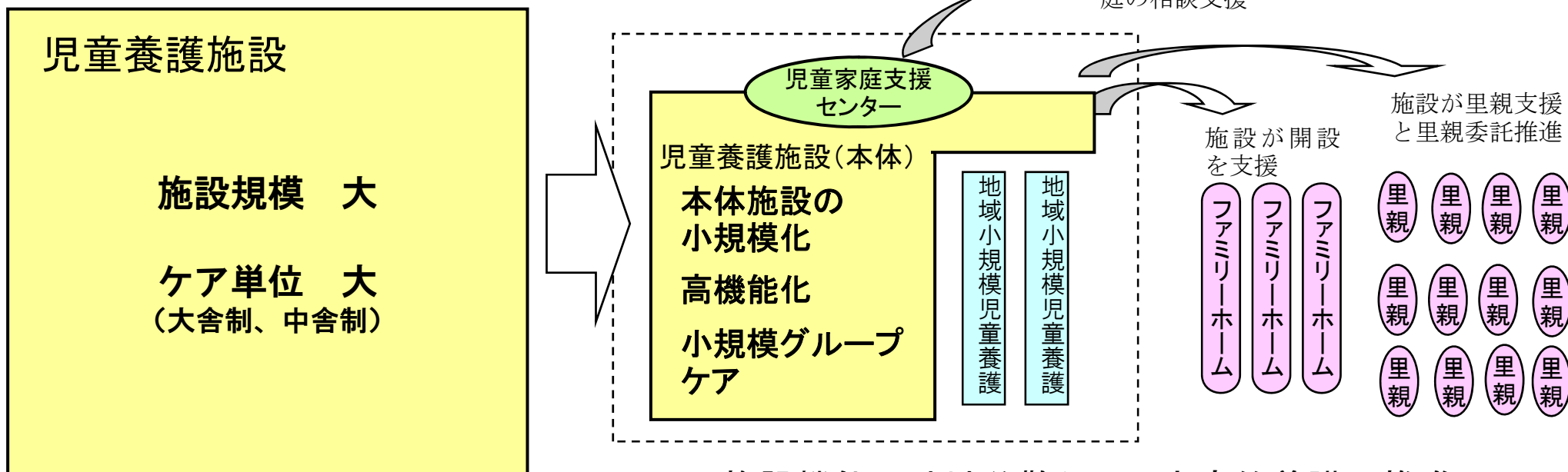
施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

児童養護施設の形態の今後の在り方

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援

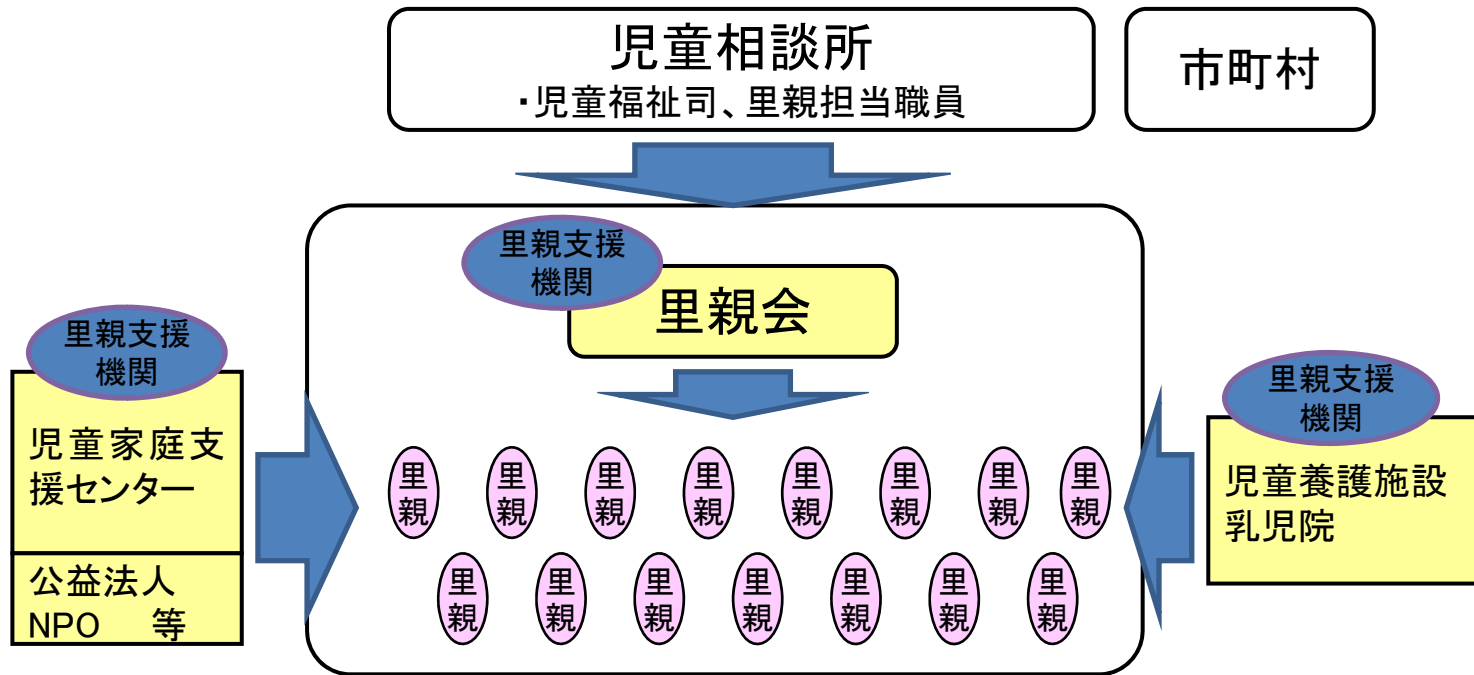


施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、助産施設の各施設についても、充実・連携強化

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



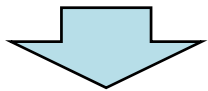
里親支援機関事業 実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業	普及啓発
		養育里親研修
		専門里親研修
	里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等
	里親家庭への訪問支援	
	里親による相互交流	

母子家庭等自立支援対策について

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

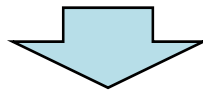
○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



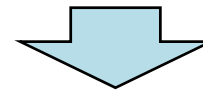
子育てと生活支援

- ◎ 保育所の優先入所の法定化
- ◎ ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・ サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



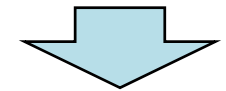
就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◆ 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・ 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・ 準備講習付き職業訓練の実施等



養育費の確保

- ◎ 養育費相談支援センターの創設
- ◎ 養育費支払い努力義務の法定化
- ◎ 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎ 民事執行制度の改正による履行確保の促進



経済的支援

- ◎ 児童扶養手当の支給
- ・ 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。
◆については、平成23年度予算案において、父子家庭も対象に。

就業支援策の推進について

就業支援策の推進

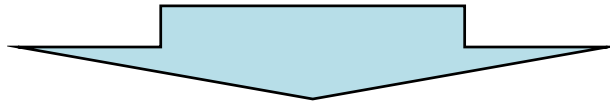
平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

現 状

- 母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。
- 就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成21年度実績）

- | | | |
|---------------------|---------|---------------------------------|
| ◆母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 100.0 % | |
| ◆自立支援教育訓練給付事業 | 90.0 % | （目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】） |
| ◆高等技能訓練促進費等事業 | 81.8 % | （目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】） |
| ◆母子自立支援プログラム策定事業 | 52.8 % | |



どこに住んでいても支援を受けることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 マザーズハローワーク	マザーズハローワーク事業 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。
3 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。 また、安心こども基金を活用して、平成23年度末までに修学を開始した者については、修業全期間を支給対象とする。
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。 (事業実施:平成21年度～平成23年度)

※このほか、

「安心こども基金」により「職業訓練受講時の託児サービスの充実」、「職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援」、「就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施」などを実施。

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業【安心こども基金】（H23年度まで）

1. 事業概要

在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

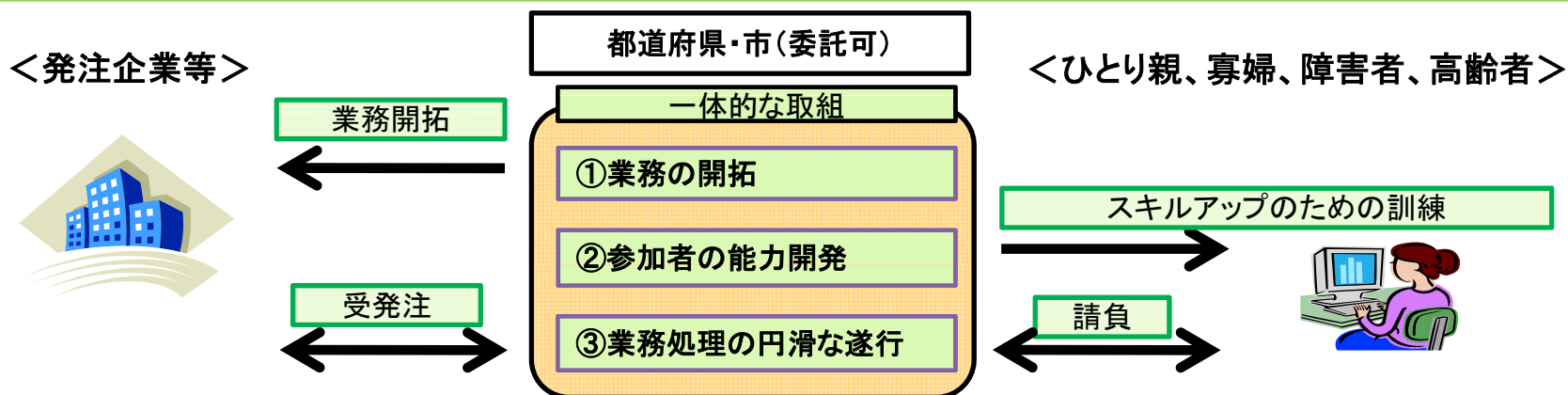
このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体（都道府県及び市）の事業に対して助成を行い、普及促進を図る。

なお、本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象とする。

2. 実施状況

○国審査分事業（先行実施） 約 53億円
15都道府県市で実施中

○都道府県審査分事業（全国展開） 約197億円
9県1市で実施中又は予算措置済み（平成22年11月現在）
多くの自治体において平成23年度当初予算における措置予定又は検討中
平成23年度補正での予算措置による開始も可能であり、引き続き取り組みを推進



児童扶養手当について

【平成23年度の手当額について】

- 児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。

※ 年金の物価スライドと同じ取扱い

- 平成22年の消費者物価指数は、平成17年の指数を0.3%程度下回る見通しであり、1月末に発表される確定値に基づき、法律の規定に従って平成23年度の手当額が引き下げられる見込みである。

(参考)

・手当額[月額] (△0.3%の場合)

	(平成22年度)		(平成23年度見込み)
全部支給	41,720円	→	41,590円
一部支給	41,710円~9,850円	→	41,580円~9,820円

※ なお、特別児童扶養手当や原子爆弾小頭症手当などの他の福祉手当についても、同様の取扱いにより手当額が引き下げられる見込みである。

【父子家庭への支給拡大について】

- 平成22年8月より父子家庭にも対象拡大を図ったところ。
円滑な支給事務に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げますとともに、引き続き申請漏れ等が無いよう地域住民への十分な周知をお願いする。

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について

(1)配偶者からの暴力対策等のための婦人相談所等の体制強化について

現 状

- 婦人相談所及び婦人相談員による来所相談のうち、夫等の暴力を主訴とする相談者数は、平成21年度は27,183人(全体の32.6%)であり、前年度(24,879人、全体の31.3%)に比べ増加。

DV被害者等の保護・支援の充実のために

婦人相談所及び婦人保護施設において、

- 心理療法担当職員及び同伴児童ケアを行う指導員の配置
- 休日・夜間電話相談事業、職員等の専門研修、夜間警備体制の強化、弁護士等による法的対応支援などの取組を推進。

平成23年度予算案においては、新たに、

- 職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施
- 恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とすることを盛り込んだところ。

また、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者の相談や保護等に関しては、

- 施設のバリアフリー化の推進
 - 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
- などの取組を推進。

さらに、市町村、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図ることにより、DV被害者等の安全確保・支援の充実に向けた一層の取組を推進。

(2) 人身取引被害者の保護について

現 状

- 婦人相談所等が保護した女性は275名(平成13~21年度)

人身取引被害者の適切な保護・支援のために

- 「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、保護・支援を実施
- また、「人身取引事案の取扱事案(被害者の認知に関する措置)について」(平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ)を基に、人身取引被害者の把握を一層推進するとともに、被害者の適切な保護に努めることが必要。
- このため、婦人相談所及び婦人保護施設においては、警察、入国管理局、大使館、IOM(国際移住機関)等の関係機関との緊密な連携を図りながら、
 - ・母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
 - ・医師の診察や医療費の補助等による健康支援
 - ・必要に応じて弁護士等による法的対応支援
 - ・心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
 - ・専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保により、被害者の立場に立った適切な保護・支援が必要。

(参考)

- 配偶者からの暴力被害者支援情報 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>
- 人身取引対策 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jjinsin/>

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について

元気な日本復活特別枠

1. 事業の目的

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

2. 補助概要

- ＜給付内容＞ 1年度あたり1回15万円、1年目は年3回まで、2年目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
- ＜所得制限＞ 730万円未満(夫婦合算の所得ベース)
- ＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・中核市
- ＜補助率＞ 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2

3. 平成23年度予算案

予算額 95億円
(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)99億円の一部)

子どもの心の診療ネットワーク事業について

○ 「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」(平成20年度から3年間のモデル事業)の評価

- ・地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等は、地域の子どもの心の診療体制整備に寄与
- ・患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていると推測
- ・地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると考えられる

(「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」意見)

平成23年度から「子どもの心の診療ネットワーク事業」として、事業の本格実施を図る。

子どもの心の診療ネットワーク事業(都道府県)

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。

□ 事業内容

- 地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)
- 子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催
- 医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の開催
- 問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家派遣
- 専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発等

※ 事業内容の詳細は検討中である。

中央拠点病院の整備(国立成育医療研究センター)

人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

□ 事業内容

- 都道府県拠点病院に対する技術的助言、連携会議の開催
- 都道府県間格差の解消と医療水準の底上げの推進
- 強度の問題行動事例やPTSDへの対応などのための都道府県拠点病院等への専門家の派遣
- 専門医や関係専門職の養成
- 基盤的研究の実施、都道府県拠点病院における調査結果の高度な研究・解析
- 国内外の最新の医学的知見の収集、情報発信

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

3 仕事と介護の両立支援

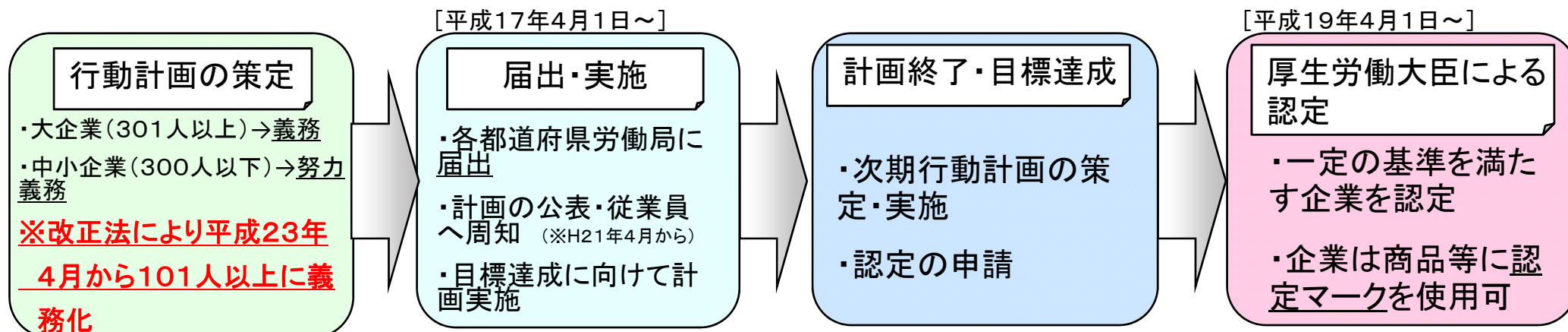
- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)
4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 - 男性:年に〇人以上取得
 - 女性:取得率〇%以上
 - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
 - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
 - 目標〇 …
 - 対策 …

○届出状況(平成22年9月末時点)

301人以上企業の**91.4%**
 300人以下企業 **25,759社**
 (101人以上300人以下企業の10.9%)
規模計届出企業数 38,440社

○認定状況(平成22年9月末時点)

認定企業 **979社**



認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。など

雇用均等・児童家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
○平成23年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要(P.1)	書記室	予算係	土佐昭夫	7806
○総合的な子ども・子育て支援の推進(平成23年度予算案等に対応)(P.6)	書記室	予算係	土佐昭夫	7806
○子ども手当について(P.7)	育成環境課子ども手当管理室	指導係	伊藤丈泰	7915
○現物サービスを拡充するための新たな交付金について(P.9)	育成環境課	予算係	笹田法明	7907
○子ども・子育て新システムに関する検討状況について(P.11)	総務課少子化対策企画室	企画調整係	唐戸直樹	7944
○国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト[待機児童ゼロ特命チーム]について(P.17)	保育課	予算係	百瀬秀	7927
○地域主権改革(保育所関係)について(P.19)	保育課	企画調整係	田上喜之	7920
○児童の安全確認・安全確保の徹底について(P.20)	総務課	児童相談係	香取徹	7829
○児童虐待防止のための親権制度の見直しについて(P.23)	総務課虐待防止対策室	虐待検証係	二ノ宮隆矢	7946
○妊婦健康診査について(P.28)	母子保健課	母子保健係	和田沙織	7938
○HTLV-1母子感染に対する対応について(P.29)	母子保健課	母子保健係	和田沙織	7938
○社会的養護体制の拡充について(P.30)	家庭福祉課	指導係	末武稔也	7889
○母子家庭等自立支援対策について(P.35)	家庭福祉課母子家庭等自立支援室	母子就業支援係	武居貴裕	7959
○配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)対策等について(P.40)	家庭福祉課母子家庭等自立支援室	女性保護係	小島裕司	7892
○不妊に悩む方への特定治療支援事業(P.42)	母子保健課	母子保健係	和田沙織	7938
○子どもの心の診療ネットワーク事業について(P.43)	母子保健課	主査	小林沙織	7939
○育児・介護休業法について(P.44)	職業家庭両立課	企画係	中井麻祐子	7852
○一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大について(P.45)	職業家庭両立課	企画係	中井麻祐子	7852

